

YUBISUI NEWS

2016

No.87

グループ紹介

代表就任のご挨拶

相続コーナー

相続が起こってからの手続き②

公益コーナー

幼稚園の新会計基準

労務コーナー

自分の資産は自分で増やそう



春の天鏡台と磐梯山



ゆびすいグループ

信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ご挨拶	ゆびすいグループ 代表 澤田直樹	2
-----	------------------	---

2016年ものづくり補助金開始！		3
------------------	--	---

税務コーナー

Amazon に打撃～消費税課税方式の変更～

	加地延行	4
--	------	---

労務コーナー

自分の資産は自分で増やそう

	山口征司	7
--	------	---

登記コーナー

幼稚園から施設型給付・認定こども園への移行に伴う諸手続き

	穴瀬素彦	9
--	------	---

公益コーナー

幼稚園の新会計基準

	福田大揮	11
--	------	----

相続コーナー

相続が起こってからの手続き②

	富田幸裕	13
--	------	----

ホームページを刷新しました		15
---------------	--	----

就任のご挨拶

ゆびすいグループ

代 表 澤 田 直 樹



時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、私、このたび中出慎次郎の後任として新しくゆびすいグループの代表に就任いたしました。なにとぞ前任者同様、ご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

ゆびすいグループは本年で創業 70 年を迎えます。昭和 21 年に創業者・指吸千之助が経理事務所を開業した当時、わずか数件だったお客様も今では 4500 件を数えるまでとなりました。これもひとえに永年にわたる皆様方の温かいご支援ご厚情の賜物と深く感謝申し上げる次第でございます。

ゆびすいグループの商品は、「知識」とそれを提供する「知恵」であります。高品質なサービスを提供するためには、優れた人財の確保と育成が何よりも重要であると考えております。一人ひとりの職員が、お客様にとって、「心から信頼できるパートナー」となり得よう、一層研鑽に努める所存でございます。

激変する経営環境のなかで、私どもの役割はさらにその重要性を増してきています。この変化に対応すべく、グループ内の連携をさらに強めるとともに、税務・会計・労務・法務等の最新動向をいち早く把握して、より専門性の高いサービスをご提供することで、皆さまの抱える問題や課題の解決のお役に立ちたいと考えております。

お客様のさらなる繁栄のために、職員一同、努力し続ける所存でございますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますよう心よりお願い申し上げます。

2016年ものづくり補助金開始！

2月5日より、27年度補正（28年度）のものづくり補助金の公募が開始されました。

【募集期間】平成28年2月5日（金）～平成28年4月13日（水）〔当日消印有効〕

例年と異なり2次募集はないとのことですよ。

内容としましては例年と大きく変わりはありませんが、**上限3千万円**の高度生産性向上型が新設され、設備投資をしなくても良いモデルは、**上限が500万円**に引き下げられています。

また応募用紙の中に、賃上げ実施と並んで、TPP加盟国への海外展開を記入する欄ができており、政府の要望でもある賃上げ・海外進出を行う企業様には大きな加点が見込めます。

以下、中小企業庁の支援ポータルサイト「ミラサポ」(<https://www.mirasapo.jp/>)からのお知らせを抜粋します。

事業革新を行う中小企業のみなさま

ものづくり・商業・サービス補助金

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

登録機関：中小企業庁

目的

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

対象者の詳細

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記1.の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

支援内容・支援規模

1. 革新的サービス・ものづくり開発支援（補助率 2/3）

(1) 一般型 補助上限額：1,000万円

中小企業が行うサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

※複数社による共同事業は、企業数に応じて補助上限額を引上。

（共同事業の補助上限額：個社の補助上限額×5社）

(2) 小規模型 補助上限額：500万円

小規模な額で行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援。

2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援（補助率 2/3）

補助上限額：3,000万円

IoT等の技術を用いて生産性向上を図る設備投資等を支援。

※1.2. 共通

・給与総額増の取組は加点。

・TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加点。

○「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」における圧縮記帳の考え方

http://www.mirasapo.jp/subsidy/files/subsidy_assyuku_27fy.pdf

募集期間

平成28年2月5日（金）～平成28年4月13日（水）
〔当日消印有効〕

※電子申請の開始及び締切等については随時情報を公開いたします。

対象期間

交付決定日～平成28年12月31日（土）

（小規模型の場合は、

交付決定日～平成28年11月30日（水））

Amazon に打撃～消費税課税方式の変更～

ゆびすいグループ 公認会計士・税理士 加 地 延 行

1. Amazon には消費税がかからない

みなさん、キンドルはお持ちでしょうか。私は持っていないのですが、かなり便利なようですね。軽くて、何千冊もの書籍を保存できます。そして、なにより電子書籍の購入代に消費税がかかりません。

そもそも消費税は日本国内の取引に課税されます。では、日本と海外との取引はどのように考えるのでしょうか。これについては、取引の種類に応じて取扱いが定められています。そして、電子書籍については、これまで、電子書籍を提供する者の住所が海外なら国外取引とされ、消費税は課税されませんでした。

したがって、消費税込みで1,080円の電子書籍が、Amazonなら1,000円で買えるのです。

これでは、国内の事業者がAmazonに勝つことなど不可能です。

2. 消費税法の改正

このように、Amazon から購入する電子書籍に消費税が課税されないと、価格競争上、国内事業者は不利になります。そこで、消費税法を改正し、平成27年10月1日から、国内取引に該当するかどうかの判定を電子書籍の購入者の住所で行うこととしました。その結果、Amazon から電子書籍を購入する者の住所地が日本である場合には、消費税が課税されることになります。

なお、電子書籍だけではなく、インターネットを介した音楽や広告の配信なども改正の対象となっており、これらをまとめて「電気通信利用役務の提供」といいます。

3. 消費税を誰が納めるか

上記のように、国外から受ける電気通信利用役務の提供については、今後消費税が課税されることになります。そうすると、この消費税は誰が納めるのでしょうか。

本来なら、Amazonなどの国外事業者が納めるべきです。しかし、いきなりすべての国外事業者に適正な納税を期待するには無理があります。

そこで、適正な納税を確保するために、取引内容に応じて消費税の納税義務者を分けることにしました。

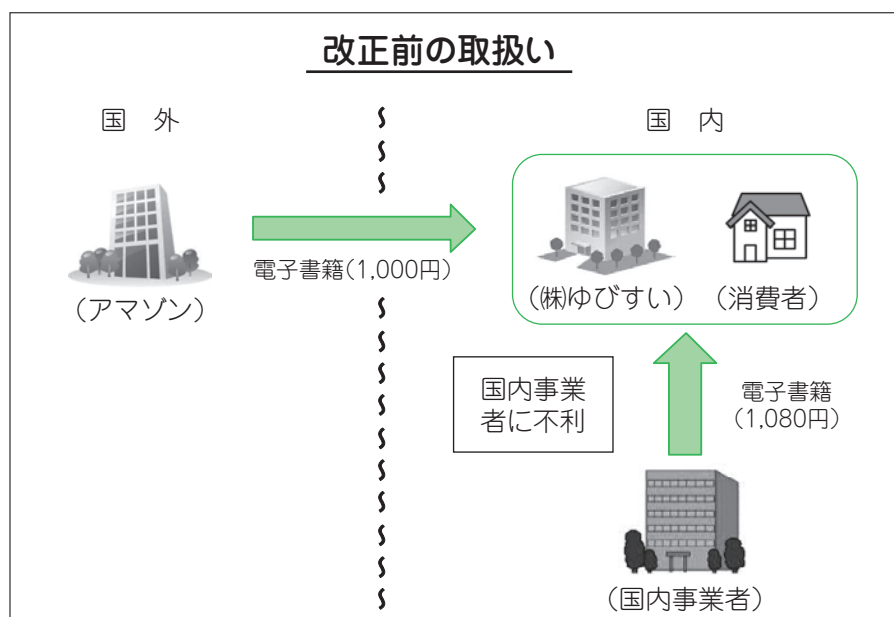
一つが、事業者向け取引です。これは、役務の提供を受ける者が事業者に限られる取引で、例えば広告の配信が該当します。この場合、消費税の納税義務者は、本来の納税義務者である「役務の提供をする者」ではなく、その逆である「役務の提供を受ける者」となります。この課税方式は、今までにないもので、リバースチャージ方式と呼ばれます。詳しくは、後述します。

そして、もう一つが、消費者向け取引です。事業者向け取引以外の取引は、すべてこの消費者向け取引に該当します。したがって、消費者と事業者が混在する場合も消費者向け取引となります。消費者向け取引は、原則どおり役務の提供者である国外事業者が納税義務者となります（国外事業者申告納税方式）。

4. リバースチャージ方式

リバースチャージ方式は、消費税の納税義務者を、役務の提供をする者から役務の提供を受ける者へ転嫁する方式です。

例えば、国内事業者である(株)ゆびすいがGoogleから広告配信のサービスを受ける場合を考えます。消費税を含まないサービス料



は、1,000とします。このサービス料に係る消費税は8%の80ですから、これをGoogleに代わって(株)ゆびすいが納めます。

一方で、広告宣伝費1,000が発生していますから、これに係る消費税80は仕入税額控除をします(消費税は、売上に係る消費税から仕入や経費に係る消費税を差し引いて納税額を求めます。この「差し引く」ことを仕入税額控除といいます。)。その結果、納める消費税は、広告配信サービス料に係る消費税80から仕入税額控除する消費税80を差し引いて、ゼロとなります。

なぜ、このような分かりづらい処理をするのでしょうか。その理由は、適正な納税を確保することにあります。

仮に、原則どおりGoogleに納税義務を課した場合、Googleが消費税80を納め、(株)ゆびすいは、80の仕入税額控除をしますので、国の税収はゼロです。しかし、Googleが消費税80を納めない場合、国の税収は▲80となってしまいます。そこで、Googleに代わって、(株)ゆびすいが80の消費税を納めることにしたのです。

改正前は、Googleからの広告配信は国外取引でしたので消費税はかかりませんでした。したがって、(株)ゆびすいは、仕入税額控除ができませんでした。これが改正後は、広告配信サービス料1,000に係る消費税80を(株)ゆびすいが納めなければなりません。同時に広告宣伝費1,000に係る消費税80を仕入税額控除しますか

ら、納める税金はゼロになります。

つまり、事業者向け取引については、改正後も改正前と実質的に変わらないということです。

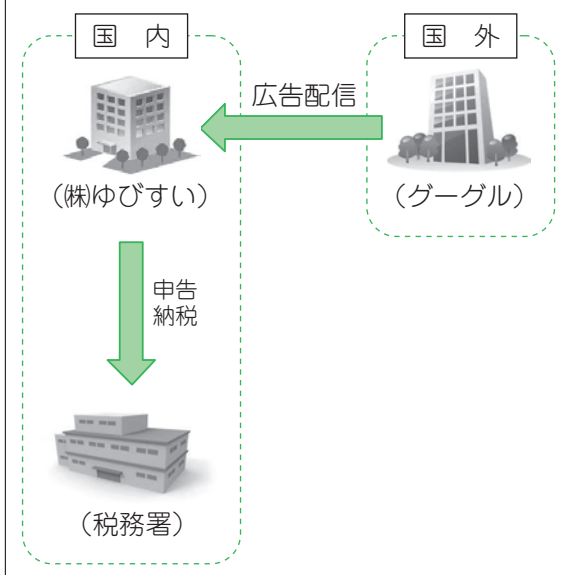
ただし、これは、合計売上高に占める課税売上高(消費税が課税される売上高)の割合(課税売上割合)が95%以上の場合に当てはまり、95%未満の場合は、課税売上割合に応じて納税額が発生します。

例えば、先ほどの例で、課税売上割合が90%とします。この場合、仕入税額控除の金額は消費税80に90%を乗じた金額72となります。したがって、(株)ゆびすいが納める税金は、広告配信のサービス料1,000に係る消費税80から仕入税額控除する消費税72を差し引いた8となります。

改正後の取扱い

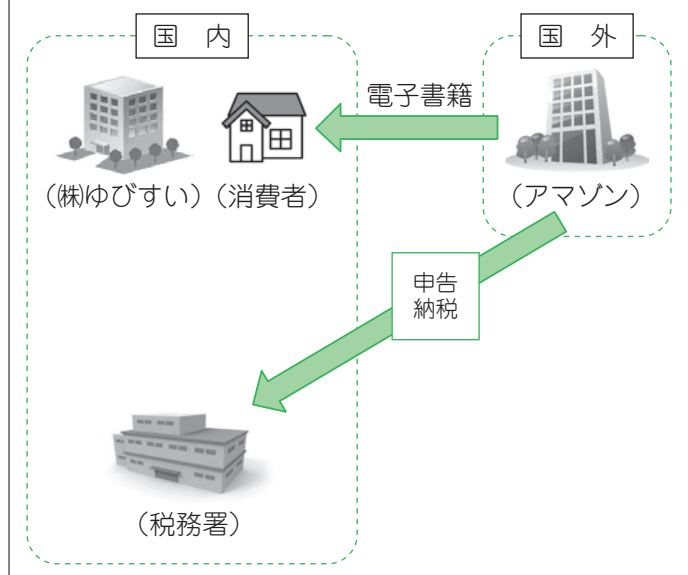
事業者向け取引の場合

(リバースチャージ方式)



消費者向け取引の場合

(国外事業者申告納税方式)



5. 消費者向け取引に係る消費税の納税の確保

消費者向け取引の典型例は、電子書籍や音楽配信です。この場合の納税義務者は、Amazonなどの国外事業者となります。

一般の消費者は事業を行っていないことから、仕入税額控除はしません。したがって、国外事業者が納めた消費税だけ国の税収が増えることになります。

前述したように、消費者向け取引には、消費者と事業者が混在する場合もあります。電子書籍や音楽配信のサービスを国内の事業者が受けた場合、当該サービスに係る消費税は仕入税額控除の対象となります。この場合に、国外事業者が消費税を納めなかったら、国の税収はマイナスになります。

そこで、国外事業者が、『消費税を納める旨を国税庁に登録した場合』に限って、消費者向け取引に係るサービスの提供を受けた国内事業者は仕入税額控除をすることができるとにしました。したがって、登録していない国外事業者から消費者向け取引に係るサービスの提供を受けたときは、仕入税額控除はできませんので注意してください。

6. 国内事業者の注意点

以上をまとめると、国内事業者が国外事業者から電気通信利用役務の提供を受けた場合の注意点は、次のとおりです。

(1) 取引内容の把握

まず、国外事業者との取引が、電子書籍、音楽配信、広告配信などの電気通信利用役務の提供に該

当するかどうかを確認します。

つぎに、当該取引が事業者向けか消費者向けかの確認をします。消費者向け取引は、事業者向け取引以外ですから、事業者向けかどうかを検討することになります。広告配信サービスは、一般の消費者が受けることはありませんから、事業者向け取引となります。このほか、クラウドサービスのよう、役務の性質から役務の提供を受ける者が事業者に限定されない場合であっても、個別の契約で役務提供を受ける者が事業者であることを確認した上で取引条件を定めている場合は、事業者向け取引に該当します。

(2) 事業者向け取引に該当する場合

上記(1)の判定の結果、事業者向け取引に該当すると、リバースチャージ方式による納税義務が発生します。ただし、課税売上割合が95%以上の場合は、納税額は発生しません。

(3) 消費者向け取引に該当する場合

上記(1)の判定の結果、消費者向け取引に該当すると、消費税の納税義務者は国外事業者となります。

国外事業者が登録国外事業者である場合には、国内事業者は仕入税額控除ができます。ただし、請求書等に①登録番号と②国外事業者に消費税の納税義務がある旨の記載がなければなりません。この記載がない場合は、記載のある請求書を再交付してもらう必要があ

ります。

(4) 非居住者に対する電気通信利用役務の提供

国内の事業者が外国人や外国企業に対して電気通信利用役務の提供を行った場合、改正前は課税対象となっていました。しかし、改正後は国外取引となるため、消費税はかかりません。

(5) 納税義務等の判定

基準期間(2年前)の課税売上高が1,000万円以下である事業者は、消費税の納税義務が免除されます。また、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は簡易課税方式を選択することができます。この1,000万円及び5,000万円の金額にはリバースチャージ方式により課税標準とされる電気通信利用役務の提供に係る対価の金額は含まれません。

(6) 国内事業者の海外支店

国内事業者の海外支店が国外事業者から電気通信利用役務の提供を受けた場合、取引は海外のみで完結しますので、「消費税はかからない」と考えてしまいそうです。

しかし、電気通信利用役務の提供については、改正により、「役務提供を受ける事業者の本店の住所地等」で、国内取引かどうかを判定することになります。したがって、日本に本店がある事業者の海外支店が国外事業者から受けた役務の提供は、国内取引として消費税の課税対象となります。

自分の資産は自分で増やそう

ゆびすいグループ 社会保険労務士 山口 征 司

はじめに

突然ですが、「個人型確定拠出年金」という言葉をご存知でしょうか。個人が掛け金を積み立て、運用結果次第で受け取る年金額が変わるという仕組みの制度です。法改正により2017年から対象者が拡大する予定で、今、非常に注目を集めています。

1. 退職後の資産

現在、退職後の資産の主演として広く認識されているのは、国民年金や厚生年金、共済年金といった「公的年金」でしょう。概ね20歳から退職する（最長70歳）まで掛け金を拠出（給与天引き）し続け、受け取り年齢（多くの人は65歳）になったら、死ぬまで受け取ることができるというのが公的年金の仕組みです。

しかし、少子高齢化が進んだ我が国では、年金を受給する側の世代が年々増加しており、掛け金率を引き上げることや、給付額を抑制することによって制度の均衡を何とか保っている状況であり、多くの人が自分の退職後（老後）の生活に少なからず不安を抱えています。

そういった方々の中でも、民間の生命保険会社が販売している「個人年金保険」に加入し、独自に老後の資産形成を進めている方も多くいます。個人年金保険とは公的年金の個人版であり、自分が拠出した掛け金を、ある年齢に達した時点で、予め定めておいた年齢まで受け取るという制度です。

この個人年金保険以外にも、老後の資産形成を目的とした色々な

制度や仕組みが存在しています。その中でも今回は、比較的知名度の低い「個人型確定拠出年金」を取り上げてみたいと思います。

2. 企業年金制度

日本の企業年金制度は、「確定給付型」の企業年金と、今回取り上げる「確定拠出型」の企業年金とに大別されます。

確定給付企業年金は、「規約型」、「基金型」に分かれ、いずれも会社が拠出、運用、管理、給付までの責任を負う企業年金であり、現在約800万人が加入している日本で最も普及している企業年金です。しかし、全て会社任せの制度であるため、自分が加入していることに気づいていないというパターンも多く見受けられます。

一方、確定拠出年金は、会社が企業年金制度の一部として導入する「企業型」と、企業年金がない会社員向けの「個人型」に分かれます。2017年に加入者の対象が拡大されるのは、個人型の確定拠出年金です。

いずれの企業年金も、退職金を年金形式で受け取ることができるイメージです。（一時金形式もあります）

<企業年金制度の種類>

確定給付型	
規約型	基金型

確定拠出型	
企業型	個人型

3. 確定拠出年金

確定拠出年金は、会社が企業年金制度として導入する「企業型」が多く、一般に確定拠出年金というと企業型を指します。企業型の特徴は、会社がこの制度を実施するか否かを決定する所にあります。自分が所属している会社が制度を導入している場合にのみ加入することができるということです。

「個人型」は、この確定拠出年金の仕組みを個人が任意で利用することができる制度で、現在、自営業者や企業年金がない会社員など約4,000万人が対象です。2017年には、企業年金がある会社員や夫（妻）が会社員の主婦（夫）、公務員がここに加わり、一気に対象者が拡大する予定です。

4. 個人型の特徴

個人型確定拠出年金は、投資信託や預貯金などの商品を「自ら」選択し、その運用実績により将来の年金の受取額が決まる制度です。

対象年齢	20歳～59歳
運用対象	預貯金、株式など
申込先	銀行、証券会社など

最大の特徴として、掛け金の全額が所得控除（課税対象の所得から掛け金の分が減額される）になることが挙げられます。所得控除が増えれば、課税所得が減り節税効果が生まれます。

同じく所得控除がある制度に、生命保険会社が取り扱う個人年金

保険があります。しかし、個人年金保険では、所得から控除することができる金額は、最大でも所得税分で40,000円、住民税分として28,000円に留まります。

<掛け金の年間上限額>

自営業者など
816,000円

企業年金がない会社員 夫(妻)が会社員の主婦(主夫)
276,000円

仮に所得500万円の人が、確定拠出年金と個人年金保険で年間27万円強を掛け金として拠出した場合を比べてみると、比較対象者の家族構成にもよりますが、節税効果に年間約7万円ほどの差が出ます。これに加入年数を乗じて計算してみると、確定拠出年金が節税効果に優れていることが分かります。

5. 確定拠出年金の注意点

ここまでは確定拠出年金のメリットを中心に取り上げてきましたが、もちろんデメリットも理解しておく必要があります。

例えば確定給付型の企業年金であれば、拠出や運用の責任を全て会社が負いますので、仮に運用効果が上がらなくとも、個人が責任を負うことはありません。

確定拠出年金は、自分で運用することが制度の大原則であり、運用結果がどのようなものであろうと個人が受け入れる自己責任型の制度であることが特徴です。運

用先の選択によっては元本割れする可能性も大いにあり、その責任は当然個人が負うこととなります。

ただ、確定拠出年金はその運用先として、預貯金も対象になっています。運用先に預貯金を選べば投資リスクを負うことなく、節税効果のみを享受することも可能です。

しかし、確定拠出年金のコンセプトは、資産を効率よく増やす所にあります。投資が投機になってしまえば本末転倒ですが、やはり節税効果だけを期待するのではなく、預貯金に投資信託を組み合わせるなど、バランスのとれた投資を心がけ、自己資産を効率的に増やすことがこの制度の醍醐味でしょう。

<運用先の例>

元本が保証される商品
銀行預金など

高い利回りが期待できる商品
投資信託、外国株式など

※元本割れの可能性もあります

6. 自分の資産は自分で増やす

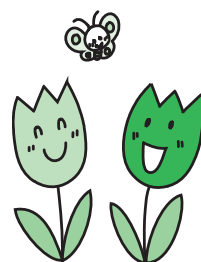
2015年現在、銀行の定期預金の金利は、比較的金利の高いインターネット銀行でも0.2%程度です。政府、日本銀行は物価の2%上昇を掲げ経済政策、金融政策を実施しています。このまま物価の目標が達成され、銀行預金の金利も現在程度であれば、預け入れている期間が長ければ長いほどその

価値は減少していくことになります。

また、公的年金の支給額も抑制する傾向にあり、将来的な受給開始年齢の更なる引き上げも、可能性としては考えられます。退職後は公的年金の受給と、今までの蓄えで生活の基盤を構成するという、従来の考え方が通用しなくなる時代がすぐそこまできているのかもしれませんが、その時がきてから悩むのではなく、現段階で打てる手は打っておくことが非常に大切です。

実際に私たちの周りには、確定拠出年金のように、世間の認知度は低いものの、有効に活用すれば大きな利益を生み出す可能性を秘めた制度が数多く存在します。人生の後半部を充実したものにするためにも、必要な情報は適宜取り入れ、自分の資産は自分の力で増やすことを心がけましょう。

※ 平成28年1月時点での確定情報を元に記載しています。



幼稚園から施設型給付・認定こども園への移行に伴う諸手続き

ゆびすいグループ 登記事業部 穴 瀬 素 彦

はじめに

平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。すでに移行をされている、又は平成28年度に移行を検討されている法人様も多くいらっしゃるかと思います。この移行に関しまして、どのような手続きが必要になるのかを、ご説明させていただきます。

ただし、具体的内容は各所轄庁で定めることになっているため、詳細については、その都度それぞれの所轄に確認しながら進めていくことが必要となりますので、ご注意ください。

特定教育・保育施設になるとき

特定教育・保育施設とは、施設型給付を受ける施設のことです。具体的には、施設型給付を受ける幼稚園、すべての保育園、すべての認定こども園が該当します。

特に、私立幼稚園の場合は、平成27年4月から、原則、施設型給付を受ける施設となりました。そこで、例外的に「私の園はそうなりません。施設型給付を受けません」と申し出た幼稚園は、従来の私学助成を受ける幼稚園となり、特定教育・保育施設ではありません。

そのように、現在、私学助成を受けている幼稚園が、今後、施設型給付を受ける幼稚園になるときに必要な手続きが「特定教育・保育施設確認申請」です。

添付書類は、まず、運営主体である法人に関する書類です。主に、法人の登記事項証明書や寄附行為、役員名簿のほか、施設型給付を受ける施設になることを決議した理事会や評議員会の議事録などです。

次に施設である幼稚園に関する書類です。これは幼稚園の設置認可書や園地園舎の図面、面積表などです。

更には、職員に関する書類として、職員名簿、職員の履歴書や免許状なども必要です。

最後に、運営に関する書類、これは、運営規程や、事故防止や苦情解決の仕組み、嘱託医や給食委託業者との契約書、などです。

このように、添付する書類は、所轄庁によって多少の違いはありますが、新しい施設をひとつ立ち上げるのに近い書類量になっています。これまで幼稚園は、一部の例外を除いて、都道府県が所轄していましたが、施設型給付になり所轄は市町村となりました。市町村はこれまで幼稚園に関する書類・資料を求めているので、所轄するに際し、これくらいの資料がないと把握できないのはよくわかるのですが、そのあたりを都道府県と市町村でうまく連携を取ってもらえると、園の負担は随分軽減されるのでは、と感じますが、縦割り行政なのかなかなかうまくいかないようで、このような手続きが必要になっています。

運営規程

幼稚園は、私立学校法に基づい

て園則を作成して、都道府県へ届け出ることとされています。

特定教育・保育施設は、新制度に基づいて運営規程を作成して、市町村へ届け出ることが必要です。

そのため、園則と運営規程の両方を作成しても良いですし、ひとつの規程でそれぞれのすべての項目を網羅していれば、園則兼運営規程として運用しても良いこととなっています。

これまでの園則は、多くの園が、都道府県が示している作成例を使用されていて、どの園も同じような内容だったのですが、運営規程に関しては、それぞれの園で具体的内容が多く盛り込まれるので、作成にあたって検討事項が多くなったというのが印象です。

具体的な記載事項は別表のとおりです。

例えば、運営規程に「施設の目的及び運営の方針」という事項が

園則と運営規

【園 則】

- 1 修業年限、学年、学期及び授業を行わない日に関する事項
- 2 部科及び課程の組織に関する事項
- 3 教育課程及び授業日時数に関する事項
- 4 学習の評価及び課程修了の認定に関する事項
- 5 収容定員及び職員組織に関する事項
- 6 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- 7 授業料、入学金その他の費用徴収に関する事項
- 8 賞罰に関する事項
- 9 寄宿舎に関する事項

(緑字は、兼ねることが

ありまして、園独自の教育方針などが盛り込まれます。それから、園則では、職員の職種や員数は、これまでも載っていましたが、運営規程では、職務の内容を追加することになりました。

納付金については、園則では、園児全員から徴収する納付金を載せていましたが、運営規程では、その費用を徴収する理由を追加することになりました。

また、園則では、収容定員を載せていましたが、運営規程では、利用定員を追加することになりました。この利用定員とは、受け入れられる園児数を定めた認可上の定員とは違い、公定価格の単価を決める、実員に応じて設定される人数のことをいいます。利用定員は、1号認定何人、2号認定の短時間何人、標準時間何人、3号認定の短時間何人、標準時間何人という区分で記載します。

このように、園則と運営規程で

は、それぞれに記載する項目が決まっていますが、重複する項目も多いので、ひとつの規程にまとめる方が、単純でわかりやすいと思います。

納付金

施設型給付では、園の意思にかかわらず、公定価格が設定されていて、そのうち、保護者が負担する金額は、園が直接徴収し、行政が負担する施設型給付費は、保護者を通さずに、直接園が受け取ります。その上で、各園では、上乗せ徴収分を記載し、実費分は記載しなくてよいとされていますが、どちらにおいても、金額はもちろん、その目的もはっきりさせることが求められていて、その内容によっては徴収が認められないものもありますので、注意が必要です。

例えば、これまで徴収していた入園料は、入園する身分を保証するという性質がありましたが、施設型給付では、そのような目的の納付金は好ましくないとされています。

ただし、入園検定料と入園受入準備費用は認められます。入園検定を実施するのにも、時間や労力がかかりますし、園児の受け入れの準備には、名札を作ったり、はじめての子どもたちがわかるような案内を掲示したり、実際に相当の労力を費やしておられます。これらは、事務手数料という意味合いで、その目的が妥当でありますので、徴収することが認められ

ました。これは手数料になりますので、入園しない場合や途中退園の場合でも、返還しなくてもよいとされています。

認定こども園になるとき

旧制度では、幼保連携型認定こども園は、幼稚園であり、保育所であったのですが、新制度では、幼稚園でも保育所でもなく、全く別の事業と位置付けられました。

まず、幼保連携型認定こども園へ移行する際は、現在の施設が幼稚園の場合は、幼稚園を廃止する手続きを行います。これは、私学審議会の審議案件ですから、手続きの日程については都道府県と十分に協議しておく必要があります。

現在の施設が、幼稚園型認定こども園の場合は、幼稚園廃止に加えて、幼稚園型認定こども園の廃止手続きを行います。

次に、新しい施設を設置するための手続きとして、幼保連携型認定こども園の認定申請を行います。さらに、法人としての手続きとして、寄附行為の変更があります。

寄附行為の認可が下りたあとは、法人登記簿の目的を変更する登記を行います。

現在の施設が幼稚園で、幼稚園型認定こども園へ移行する際は、先ほどの幼稚園廃止手続きは必要ありません。法人としての寄附行為変更と目的変更登記に関しては、手続きが必要かどうか各都道府県で指導が異なっていますので、それぞれの指導に従うことになります。

規程の記載事項

【運営規程】

- 1 施設の目的及び運営の方針
- 2 提供する特定教育・保育の内容
- 3 職員の職種、員数及び職務の内容
- 4 特定教育・保育の提供を行う日（学期を含む）及び時間、提供を行わない日
- 5 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額
- 6 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員
- 7 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法を含む）
- 8 緊急時における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 虐待の防止のための措置に関する事項
- 11 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

（可能と考えられる事項）

幼稚園の新会計基準

ゆびすいグループ 税理士 福田 大 揮

1. はじめに

平成27年度より私立幼稚園にとって大きな2つの改正がありました。1つは制定以来40年以上が経過する「学校法人会計基準の改正」です。もう1つはご承知のとおり、「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」)の始まりです。ここでは、会計基準の改正のポイントと新制度下での会計処理のポイントについて記載していきます。

2. 学校法人会計基準の改正 (1) 改正の背景

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づく研究活動を将来にわたり継続的に実施していくことが求められることから、会計処理についても株式会社等の営利企業とは異なり、長期的視点から継続的な運営を可能とすることを前提とした「収支の均衡」が図られるかどうかを把握することが求められる特性を有しています。

このような私立学校の特性を踏まえて、私学助成を受ける学校法人が適正な会計処理を行うための統一的な会計基準として、昭和46年に学校法人会計基準が制定されました。

その後、制定以来40年以上が経過する中で、基本金の取崩等の改正、注記の拡充、認定こども園に係る会計処理の追加など細かな改正はあったものの、抜本的な改正は一切行われてきませんでした。

この間に、社会・経済情勢は大きく変化し、急速な少子化など私立学校を取り巻く経営環境の悪化がみられるとともに、世界的に進む会計のグローバル化等による企業会計の改正や国立大学、公益法人、社会福祉法人等の会計基準の改正などが進められてきました。このような情勢において、公教育を担う、高い公共性と公益性を有する私立学校の会計基準についても、環境の変化に対応し、社会にわかりやすく説明できる仕組みを充実していくことが求められています。

このことから平成20年3月に有識者による検討会が設置され、平成24年3月に報告書が取りまとめられました。その報告書等を基に、平成25年4月、「学校法人会計基準の一部を改正する省令」(以下「新会計基準」)が交付されました。

(2) 主な改正の内容

① 資金収支計算書

現行の資金収支計算書を今後も維持するとともに、新たに付表として「活動区分資金収支計算書」(後述)が追加されます。ただし、幼稚園設置法人等の知事所轄法人については基準37条により活動区分資金収支計算書の作成を省略することができます。

② 消費収支計算書

現行の消費収支計算書が「事業活動収支計算書」に名称変更されます。

また、表示についても毎期の収支バランスを判断できるように、教育活動本業の「教育活動収支」、本業以外(運用利息収入や借入金利子支払など)での「教育活動外収支」、その他臨時的な収支(施設整備補助や災害損失など)による「特別収支」の3区分に分けられ、それぞれの収支差額を確認することができるようになります。

さらに、現行の基本金組入後の収支差額に加えて基本金組入前の収支差額も表示するようになります。

③ 貸借対照表

固定資産の中科目として新たに「特定資産」が設けられ、第2号基本金に対応する資産として「第2号基本金引当特定資産」を表示することになります。

また、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とされます。

④ 基本金

基本金制度については維持されます。また、第2号基本金については対応する特定資産を明確化し、第3号基本金については対応する運用収入を明確化させます。第4号基本金については対応する特定資産を計上し、対象資産が積み立てられない場合は、その旨と対応策の注記が求められます。

⑤ 移行時期

文部科学大臣所轄の学校法人は平成27年度から新会計基準を適

用し、都道府県知事所轄の学校法人については平成28年度から新会計基準が適用されます。

したがって、**ほとんどの幼稚園は知事所轄法人であることから新会計基準は平成28年度から適用**されることになります。

⑥ 活動区分資金収支計算書

前述の通り、知事所轄法人の幼稚園は活動区分資金収支計算書の作成を省略することができますが、実務で重要視されている**資金収支計算書を補足する資料として非常に有用**です。

活動区分資金収支計算書は、収入・支出ともに一覧表示されている資金収支計算書から以下に掲げる活動ごとに区分して読替えることにより作成される書類です。

(ア) 教育活動・・・**現金ベースでの教育活動本業の収支状況を確認**できる

(イ) 施設整備等活動・・・当年度に**設備投資があったか**どうか、また**その財源を確認**できる

(ウ) その他の活動・・・**借入金の収支、資金運用の状況**等の財務活動を確認できる

これらを区分することにより例えば「教育活動」本業はプラス、「施設整備等活動」はマイナス、「その他活動」は資金不足を借入金で調達していればプラス、借入金を返済していればマイナスというよう

に、活動ごとの資金の流れを把握できるようになります。「教育活動」本業である程度のプラスが出なければ、設備投資もできません、借入金の返済もできません。

つまり「**教育活動**」本業で**いかに資金を生み出しているかを把握することが非常に重要**になり、そのために活動区分資金収支計算書は判断指標になります。

3. 新制度下の会計処理

新制度において「私学助成を受ける」幼稚園のまま留まる場合は従来の会計処理と変わりませんが、「**施設型給付を受ける幼稚園**」又は「**認定こども園**」に移行する場合は主に下記の項目の会計処理に留意する必要があります。

(1) 公定価格

公定価格は利用者からの負担金と市町村からの施設型給付費に分けて考える必要があります。

① **利用者からの負担金(保育料)**
→「学生生徒等納付金」(大科目)の「**基本保育料収入**」(小科目)

② **市町村からの施設型給付費**
→「補助金収入」(大科目)の「**施設型給付費収入**」(小科目)

(2) 入園料

新制度下においては従来のように入園地位の保証として入園料を徴収することは、利用者負担の観点から想定されていません。しかし、徴収することが認められていないわけではなく、主として下記

の分類による納付金として徴収することになります。

① 教育・保育の対価として

→施設維持費や特殊教育等の教育充実費として徴収。この場合、「学生生徒等納付金」(大科目)の「**特定保育料収入**」(小科目)で処理します。

② 入園やその準備、選考などに係る事務手続に要する費用として

→新入園児受入のための名簿の作成や保育準備等に係る対価として徴収。この場合、「手数料収入」(大科目)の「**入園受入準備費収入**」(小科目)で処理します。また、徴収時期が従来と同じ園児募集時であっても、**前受金とならないので注意が必要**です。

(3) 特定負担額(上乗せ徴収)

幼稚園の施設を維持・拡充するための施設整備費や基準以上の職員を配置することによる人件費、音楽教育など特殊教育実施のための対価は利用者への事前説明及び書面同意により徴収することができます。この場合、「学生生徒等納付金」(大科目)の「**特定保育料収入**」(小科目)で処理します。

4. さいごに

このように2つの改正がほぼ同時にあり、非常に大変な時期ですが、経営を見直すチャンスともいえるのではないのでしょうか。

相続が起こってからの手続き②

ゆびすいグループ 相続専門部 税理士 富田 幸裕

1. はじめに

相続が起こった場合にはどういった流れで手続きを進めていくのでしょうか？またどんな手続きが必要でしょうか？

実際にこういったご相談を受けることが多いのですが、何から手をつければいいのか分からない方が多いです。

前回に引き続き相続が起こったときの話を物語風で書いてみたいと思います。

登場人物

税理士

被相続人・・・父A（85歳）

26年4月に死亡

相続人・・・兄B（55歳）、10年前から被相続人の塗装業を引き継いでいる。父Aの生前は兄Bと同居していた。

弟C（52歳）父Aとは別生計。（二人はAの子で兄弟である）母は3年前に他界している。

前回のあらすじ

父Aが26年4月に亡くなり、1度目の打ち合わせで財産状況の確認、2度目の打ち合わせで貸家の収入があったため準確定申告を行った。

相続財産として自宅、貸家、店舗、預金がある。

また相続税の試算では800万円と伝えている。

2. 3度目の打ち合わせ

B：今回は遺産分割についての相談をしたいのですが。そのため今回は弟Cと一緒に伺いました。

C：よろしくお願いします。

税理士：こちらこそよろしくお願いします。以前お父様の財産は自宅、貸家、店舗、預金とお聞きしたのですが。

B：その通りです。自宅と今使っている店舗は私が相続してあとの貸家と預金は弟Cに相続したいと思っているのですが問題ないでしょうか？

C：私もそれで構いません。ただ、できれば相続税を安く抑えたいです。前回兄から800万円ほどかかるとお聞きしたので。

税理士：遺産分割は相続人同士で決めていただければそれで問題ないです。今回は遺言書もないので基本的に遺産分割は相続人同士で話し合ってください。

今回の分割は特に問題ないと思いますよ。

あと、前回800万円とお伝えしたのは相続税の上限だと思ってください。

遺産分割の仕方によっても税金が変わってきます。今日のお話による分割だとすれば相続税はかなり安くなります。

B：亡くなった父の自宅を相続するときは税金が安くなると以前本で読んだことがあります。

税理士：その通りです。今回はB様が同居されていたため特例を使って税金を安くすることができます。

C：私が相続したものは安くないのですか？

税理士：C様が相続する貸家については一部減額することができます。

簡単にご説明いたしますと、B様が相続した自宅の土地について

は、B様が父様と同居されていたため、引き続き居住する場合には、限度面積はありますが土地の評価が最大8割まで減額されます。

またB様は店舗で事業をされていますがその土地についても最大8割の減額をすることができます。C様についても相続された貸家の土地についても最大5割の減額をすることができます。

B：そんなに減額されるのですね。相続税もだいぶ安くなりそうですね。

税理士：税額もかなり減額できそうですね。

あと店舗の土地の形が四角でないので減額ができそうですね。詳しくはまた計算ができ次第お伝えしますね。

B：土地の形によって評価が変わるのですか？

税理士：はい。土地の評価はその使用状況や土地の形が四角でなかったり細長かったりすると減額ができます。たとえば貸家の土地部分については減額できます。また土地の評価は一般的に道路ごとに路線価が付けられておりそれにしたがって評価をします。

B：国税庁のHPにのっているものですね。仕事で見たことがあります。

税理士：たとえばB様の自宅ですと路線価が250と書いてあります。これは1平方メートルあたり250,000円という意味です。それに土地の面積200㎡をかけると50,000,000円という評価になります。ここから先ほどの8割の減額を行うので10,000,000円の

評価となります。

B: そういう意味だったのですね。土地の評価もいろいろあるのですね。他に減額されるものは何かないでしょうか？

税理士: 土地ではないのですが、以前お聞きした時にお母様が3年前にお亡くなりになったとおっしゃっていました。その時には相続税の申告はなされたのでしょうか？

B: ええ。3年前の2月に亡くなりました。母もたしか店舗と貸家の土地の半分を持っていたので父に相続したと思います。そのときもたしか申告をしていましたね。

税理士: そうでしたか。土地の登記簿謄本を確認していたら過去にお母様の名前があったので。

C: それがどうかしたのですか？もしかしてまた相続税がかかるのですか？

税理士: いえ。相続税が安くなります。お母様の相続の際にお父様が支払った相続税のうちの一部が今回の相続税から控除することができます。そのため少し税金が安くなります。

期限はありますが、お母様の相続とお父様の相続で2重に相続税がかかるので一部減額することができますのです。

B: そんな規定があるのですか。初めて知りました。

税理士: あとお父様に生命保険やお子様名義の預金などはなかったのでしょうか？

お借りした通帳からの大きな出金があったのでお聞きしているのですが。

B: 500万円ずつの保険金があり

ました。私とCで半分ずつの受取人となっています。

あと父からの定期預金で私とCでそれぞれ300万円ずつあったと思います。父が亡くなってから通帳を探していると見つかったのでもらいました。それにも税金がかかるのですか？

税理士: はい。保険金についても本来相続税がかかりますが、相続人一人あたり500万円の非課税の枠がありますので今回はかかりません。

ただ、定期預金についてお父様が管理していたものなので相続財産となります。

B: この前読んだ雑誌に税務署によく指摘されると書いてありました。

税理士: よく御存じですね。国税局の資料によりますと、相続税の調査で申告漏れが指摘されるもののうち子供や家族の名義預金と名義株式がおよそ7割と発表されています。

申告漏れが指摘された場合には、追加の相続税のほかに延滞税や加算税が課されます。

B: 税務署は厳しいですね。ではそれは相続財産として申告してください。そのほかに何かないのですか？

税理士: だいたいお聞きしましたので大丈夫です。また不明な点があれば連絡させていただきます。

B: よろしくお願いします。ではまた申告書が出来上がれば連絡下さい。資料はまた郵送させていただきますね。

3. 最終の打ち合わせ

税理士: 相続税の申告書が出来上がりました。ご確認ください。また不動産の名義変更についてはいただいた遺産分割協議書により当法人の司法書士がさせていただきます。

B: 大変お世話になりました。この内容で大丈夫です。

C: 私も大丈夫です。ありがとうございます。

税理士: では申告書に押印していただき税務署へ提出いたします。税額については現金での一括納付となります。税額はご説明した通りでB様が150万円、C様が200万円となります。

B: 分かりました。父からの保険金が入ったのでそれで支払います。父が保険をかけておいてくれて助かりました。

税理士: 生命保険は非課税の枠の範囲では節税にもなりますが、すぐに現金化できるので相続税の納税資金としての活用もできるのでよく使われています。

C: 父には感謝しなければいけないですね。

税理士: 無事終わってお父様も喜んでいらっしゃると思いますよ。では押印いただいたのでこれで提出させていただきます。

B様、C様ありがとうございます。また何かありましたらお気軽にご相談下さい。

B: こちらこそいろいろありがとうございました。

C: ありがとうございます。また今後ともよろしくお願いいたします。

ゆびすいグループのホームページを刷新しました

このたび、ホームページを全面リニューアルいたしました。

アドレスは今までと同じです。<http://www.yubisui.co.jp>

コラムやセミナー情報を充実させ、お客さまに有益な情報をタイムリーにご提供してまいります。

コラムは週に1回更新いたしますので、皆さまからのアクセスをお待ちしております。



リニューアルPOINT 1 TOPからの探しやすいさを第一に

お客さまが必要な情報をTOP画面から探しやすいように視覚的にわかりやすく掲載しています。

セミナー情報やコラムもTOP画面からの導線がわかりやすくなりましたので、ぜひご覧ください。

リニューアルPOINT 2 お客さま毎のサービス案内に

ゆびすいグループのあらゆる業種のお客さまが見やすいように、お客さま別にサービス案内を構成しています。

TOP画面の一番上のメニューのサービス案内にカーソルを持ていくとお客さま別のサービスがあらわれます。

また、すぐにクリックしてもらいやすいように、お客さま別のアイコンも配置しています。

リニューアルPOINT 3 タイムリーな情報のご提供

「ゆびすいコラム」を週1回更新し、お客さまに有益な情報をタイムリーにご提供いたします。

また、セミナー情報もTOPページに配置し、申込みがしやすくなりました。

リニューアルPOINT 4 ゆびすいグループの紹介を充実

皆さまに「ゆびすいグループ」をより知っていただくためにゆびすいグループの経営理念や概要、スタッフ紹介などを充実させました。

「ゆびすいグループ」をより身近に感じていただければと思います。



今後も、ゆびすいのサービスや専門的な情報をわかりやすく掲載していく予定です。

ぜひ、ゆびすいグループのホームページをご覧ください。また、この機会に、お知り合いの法人様にもゆびすいのホームページをご紹介ください。

有益な情報を掲載していますので、きっと喜んでいただければと思います。